

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
11月16日
(火曜日)

目次

- 規則 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………三
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項（水産振興課）……………三
- 漁船損害補償法第百二十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正（水産振興課）……………四
- 公告 契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）……………四
- 選管告示 不在者投票のできる老人ホームの指定……………五



建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正す

る。

第十二条第一項中「二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設ける」を「閲覧に関する規程を定め、これを告示する」に改め、同条第二項を削る。

第二十三条中「第十二条第一項」を「第十二条」に改め、「同条第二項中」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十一月十六日から同年十二月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社
住 所 周南市開成町四九八八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー・ファインケム株式会社第三工場
所在地 周南市開成町四九八八番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/回)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間 隔
四六一イ	二、六六八	令和三、 一、二、七	令和三、 一、二、七	令和三、 一、二、七	断 続 二 四 時 間
					変 動 な し



山口県選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和三年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

社会福祉法人ひかり苑地 域密着型特別養護老人 ホーム光ヶ丘		光市光ヶ丘五番一八号			令和三	一〇	六		
-------------------------------------	--	------------	--	--	-----	----	---	--	--

令和三年十一月十六日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁